

令和7年色麻町議会定例会3月会議会議録(第7号)

令和7年3月14日(金曜日)午後1時30分開議

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

6番	河野諭君	7番	西村義隆君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長兼清水保育所所長	今野稔君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	今 野 和 則 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に参加した者の職指名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第7号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第38号 令和7年度色麻町一般会計予算
日程第3	議案第39号 令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第4	議案第40号 令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第5	議案第41号 令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第6	議案第42号 令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第43号 令和7年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第44号 令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第9	議案第45号 令和7年度色麻町下水道事業会計予算
日程第10	議案第46号 令和7年度色麻町水道事業会計予算
日程第11	議発第2号 新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むmRNAワクチン）の国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書（案）
日程第12	議発第3号 物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書（案）
日程第13	議発第5号 色麻町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第38号 令和7年度色麻町一般会計予算
日程第3	議案第39号 令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算

日程第4	議案第40号	令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第5	議案第41号	令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第6	議案第42号	令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第43号	令和7年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第44号	令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第9	議案第45号	令和7年度色麻町下水道事業会計予算
日程第10	議案第46号	令和7年度色麻町水道事業会計予算
日程第11	議発第2号	新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むmRNAワクチン）の国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書（案）
日程第12	議発第3号	物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書（案）
日程第13	議発第5号	色麻町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

午後1時30分 開議

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、6番河野 諭議員、7番西村義隆議員の両議員を指名いたします。

日程第2 議案第38号 令和7年度色麻町一般会計予算

日程第3 議案第39号 令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算

日程第4	議案第40号	令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第5	議案第41号	令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第6	議案第42号	令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第43号	令和7年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第44号	令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第9	議案第45号	令和7年度色麻町下水道事業会計予算
日程第10	議案第46号	令和7年度色麻町水道事業会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第2、議案第38号令和7年度色麻町一般会計予算から日程第10、議案第46号令和7年度色麻町水道事業会計予算までの9か件は、3月10日の本会議において、一括議題とすることに決定し、議長を除く全員による予算審査全員特別委員会を設置し、これに審査を付託いたしました。

そして、その審査が終了いたしましたので、予算審査の結果報告を予算審査全員特別委員会委員長に求めます。

小松栄喜委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。小松栄喜議員。

〔予算審査全員特別委員会委員長 小松栄喜君 登壇〕

○予算審査全員特別委員会委員長（小松栄喜君） 委員会審査結果報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1. 付託された事件
  - (1) 令和7年度色麻町一般会計予算
  - (2) 令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
  - (3) 令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
  - (4) 令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
  - (5) 令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
  - (6) 令和7年度色麻町介護保険特別会計予算
  - (7) 令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
  - (8) 令和7年度色麻町下水道事業会計予算
  - (9) 令和7年度色麻町水道事業会計予算

2. 審査期日 令和7年3月10日、11日、12日。

3. 審査の経過 執行部より提出された各種会計を歳入歳出予算事項別明細書に基づいて、歳入の過大見積り、または過小見積りはないのか、令和7年度予算編成方針に合致したものであるかどうか、また、総花制ではないか、最小の経費で最大の成果を上げる予算計上になっているかなどの視点から慎重審査を行いました。

令和7年度色麻町一般会計予算審査の歳入では、町税の収納率の捉え方や地方交付税における減額の根拠、国庫支出金における負担金や補助金の新たな予算措置など12件、質疑されました。

歳出について主なものは、委託料関係としてサテライトオフィス誘致支援業務、地域おこし協力隊支援事業関係、DX関係の新規活用事業、そして、負担金・補助金の算出根拠、報酬等においては各協議会の人員設定について条例・規則等との整合性が図られているものか。

特別会計においては、国民健康保険事業の保険基盤安定繰入金の負担割合や未就学児均等割保険料繰入金において本年度の見込数や算出根拠は、予備費の算出根拠は、後期高齢者医療の健康受診等委託の対象者数は、受診率の目標値は、県のデータヘルス計画に合わせ予算計上したのか、介護保険においては高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画等の委託料について、今までの事業計画を基に今回どのような事業計画にするのか、下水道事業においては営業収益の予算の考え方などについて、計138件の質疑が交わされ、慎重な審議がなされました。

また、附帯意見として、①令和7年度予算は、財政状況の厳しい中で持続可能とするための予算に見受けられた。今後は自主財源の新たな確保とともに事業内容の整合性を考慮し、今まで以上に事業における取捨選択と成果・効果を踏まえて、町民の福祉向上になる予算編成に務めていただきたい。

②デジタル社会の実現に向け、誰一人取り残されない取組としてDXを進め、県下35市町村の中で最も先進的な自治体になるように務めていただきたい。

4. 審査の結果 本委員会は、付託された令和7年度色麻町一般会計他8会計総額69億円を超える予算案について、執行部から詳細な説明を受け、審査し採決した結果、全ての会計を可決すべきものとししました。

なお、地方自治法に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されております。町執行部におかれましては、令和7年度の各事業を執行するに当たり、職員一人一人が工夫を凝らし事業の成果・効果を上げ、今後の本町のますますの発展と住民の福祉向上に取り組まれることを期待いたしまして、令和7年度各種会計予算審査結果の報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

議長を除く全員で審査をいたしましたので、ただいまの委員長の報告に対する質疑は省略し、直ちに会計ごとに討論、採決を行います。

## 日程第2 議案第38号 令和7年度色麻町一般会計予算

○議長（天野秀実君） それでは、日程第2、議案第38号令和7年度色麻町一般会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決をいたします。

議案38号令和7年度色麻町一般会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第39号 令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第3、議案第39号令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案39号令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第4 議案第40号 令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第40号令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案第40号令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第5、議案第41号令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案第41号令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第6、議案第42号令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案第42号令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 令和7年度色麻町介護保険特別会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第7、議案第43号令和7年度色麻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案第43号令和7年度色麻町介護保険特別会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第44号令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案第44号令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 令和7年度色麻町下水道事業会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第45号令和7年度色麻町下水道事業会計予算を議

題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案第45号令和7年度色麻町下水道事業会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第46号 令和7年度色麻町水道事業会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第46号令和7年度色麻町水道事業会計予算を議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。

議案第46号令和7年度色麻町水道事業会計予算に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11 議発第2号 新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むMRNAワクチン）の国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書（案）

○議長（天野秀実君） 日程第11、議発第2号新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むMRNAワクチン）の国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。2番高森すみえ議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔2番 高森すみえ君 登壇〕

○2番（高森すみえ君） 朗読をもって議案の説明に代えさせていただきます。

議発第2号新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むメッセンジャーRNAワクチン）の国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書（案）。

標記意見書案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。

提出者、色麻町議会議員、高森すみえ。

賛成者、色麻町議会議員、工藤昭憲。賛成者、色麻町議会議員、河野 諭。

新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むメッセンジャーRNAワクチン）の国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの蔓延により令和3年2月から国内で開始された新型コロナワクチン接種は、海外では早い段階で中止されたにもかかわらず、日本では8回まで続けられました。そして、さらに今までのワクチン接種に関して何も検証されないまま、令和5年11月28日には新しいタイプの自己増殖型メッセンジャーRNAワクチン（レプリコンワクチン）が十分な治験もされないまま世界に先駆け国内で追加承認され、令和6年10月からの定期接種で使用されています。

現在に至るまでのワクチン接種の状況をみると、厚生労働省の発表では、新型コロナワクチンによる健康被害救済制度認定件数は令和7年1月末現在、申請件数1万2,859件、そのうち認定数8,796件、認定件数のうち死亡認定件数は951件となっており、これは過去45年間に申請された全てのワクチンの累計健康被害認定件数3,522件、累計死亡認定件数151件を大幅に上回っています。過去に類を見ない健康被害が国民に生じていることが明白であり、到底看過されるものではありません。

以上のことから、色麻町議会は国及び政府に対し新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むメッセンジャーRNAワクチン）に関して下記の事項を実施するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見を提出します。

記。

1、新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むメッセンジャーRNAワクチン）の国民への接種を一時中止すること。

2、これまでの新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むメッセンジャーRNAワクチン）の接種についての十分な検証とその結果を公表すること。

宮城県色麻町議会議長天野秀実。

提出先、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、衆議院議長殿、参議院議長殿。

○議長（天野秀実君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） ちょっとお聞きいたしますが、この新型コロナワクチンによる健康被害救済制度認定件数の中での申請件数、認定数、あと、死亡確定件数ありますが、この中にはレプリコンワクチンの接種者は含まれているのかどうか、お伺いします。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） レプリコンワクチンに関しては、去年の10月からの接種になりまして、この認定件数の中で、それですと、はっきり区別されているものは分からない状態になっておりますので、実際のこの件数からレプリコンワクチンで何名の死者が出ているということは判定できません。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） もう1点、お聞きしますが、新型インフルエンザ等の対策特別措置法の一部を改正する法律案とか、予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というものがあまして、この中にですね、接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであると、そういうことを周知することが掲げられている附帯決議です。この辺に於ける考え方は、今回のこのコロナワクチンに対してどう考えますか。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 国民への十分な周知が行われるならば、その国民の方の自己の判断によるものと思われまますので、そのように考えております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 若干分からないのでお尋ねしたいと思います。

この接種法を基にしまして1,710何がしの日本における自治体がございます。今回、こういった形で自治体のほうで国会に提案された案件数なんかはあるのかどうか。もし分かるのであればちょっと教えていただきたいのと、その部分。まず1点、お願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 案件について私のほうで、申し訳ありません、把握はしておりませんが、国会のほうで何人もの議員から、やはり厚生労働省に対してメッセージRNAワクチンに対する危険性とか不安視した、疑問視した、そういった質疑は提出されております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） しかれば、国会で、今、この接種法案について国会議員の中でやり取りしてると。結論にはまだ至っていない。そういった中で、地方自治の観点からこれを提出するに至ってほかの自治体が出てきてるのかなとちょっと思ったもんですから。私なりの確認して1件も見当たらないので、そういった部分、どうなのか。そういった経緯も含め今回の提案、議案ということになったと思うんですが、その点、どのように

御承知おきして今回に至っているのか。再度お尋ねしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 私の知るところによりまして、実際に地方議会でこのような案件を出していても、なかなか可決しているところはちょっと知り及ばないというところがあります。

ただ、私としましては、実際にこの数字のデータを見ますに、多くの死者が出ています。で、私は、政治家というものの使命というものが国民の命と財産を守るもの、そうしたものと認識しております。これだけの、1つの種類のワクチンでこれだけの死者が出ている。そうしたことについては、十分地方議員として一番国民の近くにいる者として、やはり声を上げて国に疑問を提示しなければならないのではないかというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますでしょうか。ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。12番白井幸吉議員。最初に原案に反対の発言を許可いたします。

○12番（白井幸吉君） 今回提出されました新型コロナワクチンの国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書に対しまして反対の討論をさせていただきます。

その前に、今回の議員発議の提出につきましては、議員の使命としての行動に対しまして敬意を表します。

そしてまた、意見書に記載されておりますワクチン接種がですね、健康被害や副反応を起こしてきた事例があるということも否定はしません。

しかしながら、それ以上にコロナワクチンはこれまでに人々の命、そして健康を守ってきたこと、そして、感染症の予防にその成果を大きく果たしてきたメリットなども考えなければなりません。ワクチンがなかったら世の中がどのようになっていたのか。猛威を振るっていたときにワクチン接種が始まったときに、どれほど待ち望んでいたことか。我々は救世主のような存在ではなかったのかなと思います。私もワクチン接種を全て行っていただきましたが、安心感を持った1人であります。

趣旨説明に記載されています内容であります。コロナワクチンとその他の45年間の申請された全てのワクチンの累計健康被害確認件数との比較がありますが、様々なワクチン接種がある中で、異なるワクチンの接種後の被害件数を比較することは、検証に根拠的に乏しいものがあると考えます。また、その比較する場合は、そのワクチンが果たしたメリットなども併せて検証するべきではないでしょうか。

接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられているものとの法律の附帯決議があります。そして、まだ新型コロナは完全には終息していない状況の中で、この新型コロナ

ナワクチンの接種は今後も行わなければならないと考えますし、一時中止するものではありません。

よって、要望事項の1にあります新型コロナワクチンの国民への接種を一時中止することについては、接種を一時中止すべきではないと考え、この意見書に対しましては反対を致すものであります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成者はおりませんか。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 原案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

提案者が趣旨説明の中で申したように、多くの健康被害がこのコロナワクチンにより確認されていることは事実であります。安全性に不安がある中、しっかりと安全を検証し問題がないことを確認してから接種を推進しても遅くはないのではないかとというふうに思います。

なお、このことで接種希望者を制限する意図は全くありません。希望する方は接種を行えばいいし、ただ、国策でやろうというような観点から見れば、何か国民全てに対象となるようなふうに感じました。

なので、今回の提案者の趣旨説明にあるような提案理由を賛成の立場で、今回、討論といたします。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

原案に反対者の方はおりますか。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 議発第2号新型コロナワクチン（レプリコンワクチンを含むMRNAワクチン）の国民への接種の一時中止及びこれまでの新型コロナワクチン接種についての検証と結果の公表を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

提出者の高森議員が説明したとおり、国民に対し過去に類を見ない健康被害が生じているのは明々白々であります。町内に住んでいた方もコロナワクチン接種後に亡くなっております。大崎市では複数人亡くなり、議会で一般質問で取り扱っている議員もおります。大和町では30代のパパが妻と子供を残して亡くなり、これはメディアにも取り上げられております。日本全体で見ますと、子供も何人も亡くなっておりますし、後遺症で歩けなくなった子供や寝たきりになった子供もたくさんおります。

今現在、65歳以上の方が打っているレプリコンワクチンは、ベトナム人で1万7,000人、日本人で1,000人の治験をしましたが、2025年2月25日、最近の国会の予算委員会で立憲民主党の原口議員が、ベトナム人が治験でもう36人亡くなっていると言っております。政府はこれに反論はしませんでした。私も2月に厚生労働省に治験について確認をしましたが、そこでの説明では「亡くなった人はいません」との説明でありましたが、言い方に大変違和感を感じたことは今でも覚えております。

現在、レプリコンワクチンは、世界で日本人しか打っておりません。捉え方次第では、日本人が実験台になっていると言っても過言ではありません。

国に対して問題があることに関してはしっかりと意見を言っていく議会であるべきだと思いますので、議員皆様の賛同を心よりお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に反対者の発言を許します。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 議発第2号意見書に対する反対討論を行います。

まず、ワクチンの承認は、厚生労働大臣が科学的な根拠に基づき行われております。要は、ワクチン接種によって接種後の有害事情にあつて大事なものは、被害者に対し徹底した原因究明、また、被害者への救済と補償がしっかりとされることである。ワクチンの接種は、国・県・町の強制接種ではありません。打ちたくない人は打たなくてよいし、打ちたい人は打てばよいといったように、接種は自由であり、打ちたい人に対する機会を保障すべきであり、よつて、接種の一時中止を求める意見書に対し反対するものである。

以上。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。討論がありましたので、本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかったものは反対とみなします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（天野秀実君） 賛成少数です。よつて、本案は否決されました。

〔賛成4名：1番工藤昭憲君、2番高森すみえ君、3番佐藤 忍君、  
6番河野 諭君〕

〔反対8名：4番小松栄喜君、5番相原和洋君、7番西村義隆君、8番小川一男君、  
9番今野公勇君、10番中山 哲君、11番山田康雄君、12番白井幸吉君〕

日程第12 議発第3号 物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書（案）

○議長（天野秀実君） 次に、日程第12、議発第3号物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。6番河野 諭議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔6番 河野 諭君 登壇〕

○6番（河野 諭君） 議発第3号物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書（案）。

標記意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月5日提出。

提出者、色麻町議会議員、河野 諭。

賛成者、色麻町議会議員、中山 哲。賛成者、色麻町議会議員、小松栄喜。賛成者、色麻町議会議員、西村義隆であります。

朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

物価の高騰に見合った年金引き上げを求める意見書（案）。

高齢者の暮らしは、物価高騰が続く中で非常に厳しい状況に置かれています。

総務省の発表によると、生鮮食品を除く消費者物価指数は前年度同月比3%以上上昇し、40か月連続で上昇を続けています。特に高齢者の消費は、日用品や食料品が中心であり、米や野菜、パン、魚、冷凍食品など、あらゆる生活必需品の値上がりが家計を圧迫しています。また、これらの消費は年金に依存しており、年金額が物価上昇に追いついておらず、生活を切り詰めざるを得ない状況です。

現行の年金支給額は、前年と比べても物価上昇に見合うどころか、0.5%も低い支給額であり、年金の削減は過去12年間で累計7～8%にも達し、高齢者の貧困が深刻な社会問題となる一因となっています。

このような状況にあるにもかかわらず、令和7年度の年金改定案では、物価上昇率2.7%を0.8%も下回る1.9%の引上げにとどまっており、高齢者の生活がさらに困窮することは明白となっています。

現在の物価高に見合った年金引上げを実施することは、高齢者の生活を維持するために不可欠な施策です。また、高齢者の年金は消費に直結するため、地域経済にも大きな好影響をもたらします。

以上の点を踏まえ、物価上昇に見合った年金引上げが果たす役割の重要性を考慮し、以下の措置を強く要請いたします。

国は、令和7年度の年金改定において、物価高騰に見合った年金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿であります。

以上であります。

○議長（天野秀実君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として内閣総理大臣及び厚生労働大臣に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

### 日程第13 議発第5号 色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第13、議発第5号色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。10番中山 哲議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔10番 中山 哲君 登壇〕

○10番（中山 哲君） 議発第5号色麻町議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

色麻町議会個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

提出者、色麻町議会議員、中山 哲。

賛成者、色麻町議会議員、河野 諭。賛成者、色麻町議会議員、小松栄喜。賛成者、色麻町議会議員、西村義隆。

色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由の説明をもって説明に代えさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

に伴う所要の改正及び文言の整理、また、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わって新たに拘禁刑が創設されることに伴う所要の改正を行うものである。

可決されたならば、附則として改正は令和7年6月1日から施行するものです。  
以上です。

○議長（天野秀実君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和7年色麻町議会定例会3月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日3月15日から次の会議までを休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日3月15日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時20分 散会